

令和2年第1回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和2年2月19日（水曜日）

1 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主任	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	杉原功一
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
会計管理者	三戸昌子	教育委員会事務局長	金子彰
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	上下水道局次長	岡田健二
総務部総務課長	竹内正夫	総務部財政課長	佐々木昭治
総務部監理課長	市村祥二	総務部市民課長	中嶋一彦
市民福祉部地域福祉課長	池田正義	市民福祉部高齢福祉課長	古屋壮之
建設農林部建設課長	佐伯憲一	観光商工部観光総務課長	千々松雅幸

観光商工部商工労働課長	西村明久	監査委員事務局長	岡崎基代
教育委員会事務局	斉藤正憲	市立病院事務部事務長	古川和則
生涯学習スポーツ推進課長			
美東病院事務部事務長	西山宏史		

5 付議事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議案第2号 令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第3号 令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第4号 令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第5号 令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第6号 令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第7号 令和2年度美祢市一般会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和2年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和2年度美祢市下水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和2年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和2年度美祢市観光事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 美祢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制

定について

- 日程第22 議案第20号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 美祢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 美祢市十文字工業団地水道施設設置条例及び美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の廃止について
- 日程第28 議案第26号 美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第27号 美祢市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第30 議案第28号 美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第29号 美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第30号 美祢市観光事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第31号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第34 議案第32号 普通財産の貸付けについて
- 日程第35 議案第33号 市道路線の廃止について
- 日程第36 議案第34号 市道路線の認定について
- 日程第37 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第38 請願第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願書

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、令和2年第1回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第1号から議案第35号までの35件、また、事務局からは会議予定表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）、議案付託表及び請願文書表の以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から3月12日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

市長より施政方針演説を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） それでは、令和2年第1回美祢市議会定例会の開会にあたり、令和2年度施政方針を述べさせていただきます。

なお、このたびの令和2年度当初予算は骨格予算として編成しておりますことから、今回の施政方針につきましては、令和2年度からいよいよスタートさせる第二次美祢市総合計画の基本構想に基づく市政全般の方針を述べ、議員の皆様をはじめ、

市民の皆様方に御理解と御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

さて、本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催される我が国において記念すべき年であります。本市においても、5月15日に聖火リレーが予定されており、聖火ランナーとして、本市にゆかりのある阿川佐和子さんをはじめ、11名の方が秋吉台国定公園において聖火をつないでいただくこととなっております。

さて、国においては、安倍首相から令和2年度に向けた施政方針が述べられました。オリンピックを契機とした新たな国づくりはもとより、地方創生のテーマにおいては、観光立国のさらなる推進、農産物の輸出拡大、地方創生に係る移住、起業、関係人口の促進などが盛り込まれています。

成長戦略では、中小事業者支援、規制改革、イノベーションの推進など力強い成長戦略が打ち出されたところであります。

一億総活躍社会では、全世代型社会保障、子育て支援、女性の活躍社会などが掲げられております。

本市といたしましても、国の方針に連動した諸施策を推進していく所存であります。

また、山口県では、やまぐち維新プランの3年目に突入いたします。

村岡山口県知事の力強いリーダーシップの下、県づくりの基本目標「活力みなぎる山口県」の実現に向け、基本方針の「3つの維新」への挑戦とした、1「産業維新」、2「大交流維新」、3「生活維新」の諸施策が着実に実行されていきます。

本市といたしましても、県と連携を密にし、重点的な諸施策の推進に協力していくことで、県民・市民の皆様が希望を持って安心して暮らせる生活の基盤づくり、産業の活性化、交流の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、私は、平成28年度から令和2年度まで1期4年間、市民の皆様の幅広い信託をいただき、市長として本市のかじ取り役を担わせていただきました。

この間、私の市政運営の5つの柱、「市民が主役のまちづくり」、「住みたい、住み続けたいまちの創造」、「教育環境の充実」、「地域経済の活性化・雇用の拡大」、「市行財政改革の推進」を掲げ、市議会の皆様や多くの市民の皆様の御協力を賜りながら、諸施策を展開してまいりました。

そして、令和元年度の1年間は、「子どもには夢を、若者には希望を、高齢者には安心を、地域には活力がみなぎるよう」を施策推進の理念として、これまでの諸

施策の種が芽吹き、つぼみに成長し、これから花を咲かせ、実を結び、そして近い将来、市民の皆様とともに、その果実の収穫が行えるようになるために、本市の輝かしい未来に結びつく施策を、この1年間推進してまいったところであります。

この間、本市では、平成30年度から2か年にわたり、総合計画審議会委員の皆様のご熱心な御審議と多くの市民の協力と参画により、本市と市民の総合計画として、新たな10か年計画である第二次美祢市総合計画を策定することができました。この場をお借りし、改めて関係各位に厚くお礼を申し上げます。

この市民の皆様等が関わり策定しました第二次美祢市総合計画の基本構想に掲げました本市の将来像は、「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」であります。

全国的に人口減少と少子高齢化の波に歯止めがかからない状況であり、中山間地に位置します本市も例外ではなく、人口減少と少子高齢化が大きく進行しています。近年、本市で1年間に生まれてくる子どもの数は、100人を割り込んでいます。

このような本市の状況において、少子化の課題解決に向けて、若者と女性の定住は本市に欠かせないものとなってきます。若者・女性の活躍や子育て世代の定住を促進するためには、本市が居住地として選ばれるまちを目指し、創造していかなくてはなりません。

その達成に向けては、都市拠点・地域拠点において集約型都市構造を推し進め、生活の利便性を高めることが重要であり、現在、市役所本庁舎、美東・秋芳総合支所の整備計画と連動し、核となる新たなまちづくりを市民の皆様のご英知を結集して進めてまいりたいと考えています。

また、子育て環境と教育環境の充実が必要であり、重要な要件となります。本市で子どもを産み育てることに自信を持って選んでいただけるよう、結婚への包括的な支援や、妊娠期から子育て期の健やかに産み育てられる環境の充実を図っていく所存であります。

教育の充実にあたっては、本市で教育を受けたい、受けてよかったと言ってもらえるよう、小中連携教育や高等学校教育の充実を地域とともに作り上げていきます。

特に、地域の課題解決と連携した郷土愛を育むふるさと教育、新たな時代を力強く生き抜くための道徳感やグローバル人材の育成、ICTを活用した情報化教育な

どを押し進めてまいります。

続いて、住み慣れた地域である生活拠点では、人口減少や高齢化の問題もあり、地域固有の諸課題が山積しています。この諸課題を地域に暮らす住民自らが解決していく機運を醸成し、その解決に地域住民はもとより、若者や女性、そして都市圏人材などの関係人口を募り、みんなの力で住みよい地域の活性化を行い、暮らす人々と地域が輝くまちづくりを行ってまいります。その活動のエネルギーが自信や誇りにつながっていくと確信をしております。

したがいまして、協働のまちづくりをさらに深化させ、お住まいの市民とともに互いに連携し、補完し合いながら、力強く地域の未来を見据えたまちづくりを推進していく所存であります。

さて、このたび決めました10年後のまちの将来像の実現に向けて、市民の気持ち、心をつなげる一体感のある美祢市づくりの推進、そして、都市圏への本市の宣伝を行うなど、市民に向けてのインナープロモーションと都市圏に向けたシティプロモーションである、おのおのの情報発信が非常に重要であります。

この2つのプロモーションを積極的に押し進め、「秋吉台のまち」美祢市として、秋吉台の知名度と活動をさらに高めることで、本市の一体感の醸成と都市圏へ向けての本市のプロモーションを強固なものとして押し進めてまいります。

さて、これら市民生活や活動に幸福感を築き、そして躍動感あふれるまちづくりを押し進めていくためには、まちを支える経済を動かしていき、豊かで生活の利便性が高い都市基盤をつくり上げていく必要があります。

まず、若者の就職先確保や市内の雇用創出のため、引き続き企業誘致や未利用施設の有効な活用など、必要な雇用対策を図っていかねばなりません。

一方で、市民や関係団体等多様な主体とともに考え、新たな商品やニュービジネス、ツーリズムなどを創り出し、みんなの力を結集して創り上げていこうとする協働の取組が、市民の暮らしや既存の地場産業などに活力と元気を生み出すことができます。この取組により、自信や夢があふれ、持続性のある本市を創り上げていくことにつながっていくと考えるところであります。

このたびの第二次美祢市総合計画の策定にあたり実施しました市民アンケートでは、本市の魅力・強みの一番に、秋吉台・秋芳洞を中心とした観光資源であると改めて示されました。この観光資源のほか、特異で貴重な地質資源、ジオパーク、そ

して豊かな土壌資源がもたらす農林業や鉱工業、水資源等が挙げられると考えているところでもあります。

この本市特有の資源を恩恵にとどめることなく、さらに生かしていき、活力産業へと転換させることを目指し、市民がチャレンジしていく環境づくりに取り組んでまいります。

このことから、美祢市総合計画の今後10年間のまちづくりの基本理念を「秋吉台の魅力を活かし、みんなの力で創り出す！「観光・産業・共創CITY」」と定めたところでもあります。

さて、第二次美祢市総合計画では、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括した形で策定いたしました。

御存じのとおり、この総合戦略は、人口減少の抑制と地方創生に特化した施策を市の行政のエンジンとして組み立てる計画であります。

特に、少子化・定住対策に向けて、若者や女性が本市に住み暮らしていくために、雇用の創出と子育て・教育環境、そして誇りあるまちづくりを行うことが最重要であります。このことで、合計特殊出生率の向上と社会増減率の改善を目指し、諸施策を推進してまいります。

さて、令和2年度は、美祢市総合計画以外にも新たな美祢市観光振興計画や美祢市地域福祉計画、美祢市教育振興基本計画等の主要計画がスタートする年です。どの個別計画も分野を代表する重要な計画であります。これらの主要計画に示した基本方針に沿い、その目的に沿って目標の達成に向けた諸施策を展開してまいります。

以上、このたび策定いたしました、第二次美祢市総合計画の基本構想を中心に、私の施策を推し進める方針の一端を申し上げます。

何とぞ、市議会議員の皆様、市民の皆様など多様な関係各位に対し、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和2年度の施政方針といたします。

〔市長 西岡 晃君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第3、議案第1号から日程第37、議案第35号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、令和2年第1回美祢市議会定例会に提出いたしました議案35件について御説明を申し上げます。

議案第1号は、令和元年度美祢市一般会計補正予算（第10号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みによる調整のほか、年度内に完了が見込めない事業に係る繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

主なものについて費目ごとに申しますと、総務費では、退職手当や生活バス路線維持事業補助金及びマイナンバーカードに係るカード発行業務負担金等を追加する一方、決算見込みによる減額により、総額では1,330万6,000円を減額しております。

民生費では、過年度国県補助金等精算返還金及び介護訓練等扶助費を追加する一方、決算見込みによる減額により、総額では1億7,437万8,000円を減額しております。

衛生費では、過年度国県補助金等精算返還金及び病院等事業会計繰出金を追加する一方、決算見込みによる減額により、総額では126万円を減額しております。

労働費では、勤労青少年ホームの施設整備工事に係る不用額140万8,000円を減額しております。

農林費では、県営中山間地域総合整備事業負担金及び有害鳥獣捕獲奨励事業補助金を追加する一方、決算見込みによる減額により、総額では3,542万9,000円を減額しております。

商工費では、美祢がんばる企業応援資金融資保証料補助金等を追加する一方、観光事業特別会計繰出金等の減額、総額では1,987万7,000円を減額しております。

土木費から公債費にかけては、各事業の決算見込みにより、土木費では2,810万1,000円を、消防費では1,288万5,000円を、教育費では1,669万4,000円を、災害復旧費では3,543万4,000円を、公債費では85万8,000円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入においては、決算見込みにより市税及び繰入金を追加するとともに、国県支出金等については、事業費の増減による調整を行った結果、総額では3億3,963万円を減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,963万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億5,322万円とするものであり

ます。

次に、繰越明許費につきましては、年度内に完了することが困難と見込まれる事業9件について、総額1億6,208万7,000円を令和2年度に繰り越す限度額の設定を行っております。

次に、債務負担行為の補正につきましては、介護人材就職支援事業及び看護師等奨学金貸付金について限度額の変更を行っております。

次に、地方債の補正につきましては、福祉医療助成事業債ほか6件について限度額の変更を行うとともに、1件を廃止するものであります。

議案第2号は、令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、歳出では、基金利子積立金を追加し、歳入では、保険基盤安定繰入金等の額の確定により一般会計繰入金を減額する一方、基金利子、基金繰入金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,418万2,000円とするものであります。

議案第3号は、令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、歳出では、事業の見直しに伴い、秋吉台・秋芳洞地域観光地再生事業の事業費を減額するほか、決算見込みによる調整を行っております。

歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、令和2年度から公営企業会計に移行するための対応として、観光事業運営基金繰入金を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2億8,573万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,097万7,000円とするものであります。

議案第4号は、令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、決算見込みによる調整により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,510万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,539万3,000円とするものであります。

議案第5号は、令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

であります。

このたびの補正は、決算見込みにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ539万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,624万3,000円とするものであります。

議案第6号は、令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、収入において、業務予定量の決算見込みによる見直しを行うとともに、支出においては、給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出においては、収入では、美祢市立病院事業収益を2億4,397万3,000円、市立美東病院事業収益を7,215万8,000円、介護老人保健施設事業収益を2,074万1,000円、訪問看護事業収益を962万5,000円それぞれ減額し、収入総額を38億4,116万3,000円とするものであります。

一方、支出では、美祢市立病院事業費用を8,321万8,000円、市立美東病院事業費用を5,693万8,000円それぞれ減額する一方、介護老人保健施設事業費用を866万1,000円、訪問看護事業費用を14万7,000円それぞれ増額し、支出総額を39億8,329万1,000円とするものであります。

その結果、当年度純損失は1億4,293万6,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入におきまして、美祢市立美東病院において国民健康保険調整交付金5万円の増額により、収入総額を4億8,462万5,000円とするものであります。

○議長（荒山光広君） 市長、ちょっとよろしいですか。

ここまでの各会計の補正予算でございます。次に一般会計予算に入りますので――令和2年度の一般会計予算に入りますので、ここで5分間休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時32分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明をお願いします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議案第7号は、令和2年度美祢市一般会計予算であります。

新年度予算につきましては、厳しい財政状況の中、第二次美祢市総合計画が掲げ

る将来像、「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」の実現に向けて、限りある財源の中で、創意工夫や選択と集中により予算編成を行ったところであります。

また、新年度予算は骨格予算として、人件費や扶助費等の義務的経費のほか、行政運営に必要不可欠な経費や継続的事業費について予算計上を行うことに加え、老朽化した公共施設の建て替えによる普通建設事業の増加等により、一般会計予算の総額は167億400万円と、前年度と比較して17億4,400万円の増となったところであります。

それでは、歳出から費目の順に御説明いたします。

議会費は、前年度比0.1%増の1億4,316万5,000円を計上しております。

総務費は、前年度比11.4%増の21億6,922万5,000円を計上しております。

民生費は、前年度比2.5%増の47億2,734万3,000円を計上しております。

衛生費は、前年度比9.4%増の22億3,939万円を計上しております。

労働費は、前年度比12%増の5,336万5,000円を計上しております。

農林費は、前年度比10.3%減の8億4,748万9,000円を計上しております。

商工費は、前年度比0.3%増の3億9,302万7,000円を計上しております。

土木費は、前年度比22.7%増の12億5,343万8,000円を計上しております。

消防費は、前年度比105.2%増の19億2,696万円を計上しております。

教育費は、前年度比7.1%増の11億9,062万円を計上しております。

災害復旧費は、前年度比127.5%増の4,803万円、公債費は、前年度比1.4%減の16億9,394万8,000円を計上しております。

次に、歳入について主な内容を御説明いたします。

市税は、前年度比2.8%増の33億8,948万4,000円を計上しております。

地方譲与税は、森林環境譲与税の譲与額の前倒しによる増額等により、前年度比39.8%増の2億303万7,000円を計上しております。

環境性能割交付金は、自動車取得税交付金からの移行に伴い、前年度比108.1%増の1,803万円を計上しております。

地方特例交付金は、子ども・子育て支援臨時交付金の終了により、前年度比86.5%減の443万4,000円を計上しております。

地方交付税は、合併算定替えの終了により普通交付税の減少を見込み、前年度比

0.8%減の58億5,000万円を計上しております。

また、特定財源のうち、市債を除いた分担金・負担金・国県支出金等は36億2,343万円を計上しております。

市債は、前年度比120.7%増の20億4,960万円を計上しております。

このほか、繰入金では財政調整基金を7億9,600万円、ゆたかなまちづくり基金を1億円、ふるさと美祢応援基金を5,755万2,000円、ふるさと人財育成基金を225万9,000円繰り入れ、繰入金合計では9億5,581万1,000円を計上しております。

次に、債務負担行為は、三世代同居等促進事業ほか7件について新規に設定し、地方債は庁舎等整備事業債ほか14件の限度額設定を行っております。

以上が、令和2年度美祢市一般会計予算の主な内容であります。

続きまして、議案第8号は、令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号は、令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計予算、議案第10号は、令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算、議案第11号は、令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算、議案第12号は、令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

以上、5つの特別会計の予算額は71億4,044万4,000円であり、それぞれの事業の推進に鋭意取り組んでまいります。

議案第13号は、令和2年度美祢市水道事業会計予算であります。

業務の予定量につきましては、給水戸数1万150戸、年間の給水量は267万4,000立方メートルとしております。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入では、営業収益4億4,330万4,000円、営業外収益3億3,463万円を計上して、収入総額を7億7,793万4,000円としております。

一方、支出では、営業費用7億3,101万4,000円、営業外費用等4,455万7,000円を計上し、支出総額を7億7,557万1,000円としております。

この結果、税抜きの収益的収支は、当年度純損失6,769万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入では、企業債6億9,400万円、出資金等8,531万3,000円を見込み、収入総額を7億7,931万3,000円としております。

一方、支出では、建設改良費7億8,132万5,000円、企業債償還金等を2億

5,469万8,000円とし、支出総額を10億3,602万3,000円としております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,671万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填することとしております。

主な事業としましては、秋吉地区硬度低減化を目的とした上野・秋吉地区水道統合整備事業において、配水管布設工事及び第4配水池の用地取得に着手する予定としております。

その他として、祖父ヶ瀬浄水場の老朽化した設備の更新や老朽管の布設替え等を行うとともに、豊田前町麻生地区の水源と浄水場をまとめる水道統合整備に伴い、豊浦第5配水池を築造する予定としております。

また、令和2年度から、十文字工業団地水道供給事業の施設を商工労働課から水道事業として引き継ぐ予定となっております。

今後の事業経営にあたりましては、財政基盤の強化を図り、安定経営に努めてまいりためにも、事業継続に必要な額を含む適正料金を検討し、今後の料金改定を見据えていきたいと考えております。

議案第14号は、令和2年度美祢市下水道事業会計予算であります。

令和2年度から、農業集落排水事業を従前の特別会計から公営企業会計へ移行し、公共下水道事業と統合しております。

業務の予定量は、年間の処理水量を公共下水道事業につきましては89万7,000立方メートル、農業集落排水事業につきましては24万8,000立方メートル、全体で140万5,000立方メートルとするものであります。

下水道使用戸数につきましては、公共下水道事業につきましては3,964戸、農業集落排水事業につきましては900戸、全体で4,864戸とするものであります。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入では、公共下水道事業収益として、営業収益1億5,540万6,000円、営業外収益4億94万6,000円、合計で5億5,635万2,000円を計上し、農業集落排水事業収益として、営業収益4,225万1,000円、営業外収益等2億1,372万2,000円、合計で2億5,597万3,000円を計上し、これにより収入総額を8億1,232万5,000円とするものであります。

一方、支出では、公共下水道事業費用として、営業費用4億9,896万8,000円、営

業外費用等4,040万5,000円、合計で5億3,937万3,000円を計上し、農業集落排水事業費用として、営業費用2億2,529万6,000円、営業外費用等1,513万8,000円、合計で2億4,043万4,000円を計上し、支出総額を7億7,980万7,000円とするものであります。

この結果、税抜きの収益的収支は、当年度純利益2,252万6,000円を予定しているものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入では、公共下水道事業資本的収入として、企業債1,500万円、国庫補助金2,200万円、出資金等1億6,843万円、合計で2億543万円を計上し、農業集落排水事業資本的収入として、企業債7,760万円、国庫補助金6,435万円、出資金等2,756万2,000円、合計で1億6,951万2,000円を計上し、収入総額を3億7,494万2,000円とするものであります。

一方、支出では、公共下水道事業資本的支出として、建設改良費6,616万2,000円、企業債償還金等を2億4,966万2,000円、合計で3億1,582万4,000円を計上し、農業集落排水事業資本的支出として、建設改良費1億4,715万円、企業債償還金等を6,258万3,000円、合計で2億973万3,000円を計上し、支出総額を5億2,555万7,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,061万5,000円は、当年度資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

主な事業としましては、国庫補助事業として、公共下水道事業では、令和元年度に策定した美祢市公共下水道施設ストックマネジメント計画に基づく処理場及び中継ポンプ場等の実施設計を予定し、農業集落排水事業につきましては、汚水処理施設の地域再生計画に基づき、別府地区農業集落排水施設更新事業を予定しております。

議案第15号は、令和2年度美祢市病院等事業会計予算であります。

全国的な、医師をはじめとする医療スタッフ不足の影響等から、自治体病院を取り巻く環境の厳しさは依然として続いております。

このような中、美祢市立2病院は、新美祢市病院改革プランに基づき、その将来像である市民が受診したくなる病院、医師にとって魅力のある病院となることを目指し、本市の地域医療や地域包括ケアシステムの中核的役割を担い、持続的かつ安

定的な経営を目指し、取組を進めているところであります。

さて、令和2年度の予算についてであります。業務量として、1日平均の患者数及び利用者数を、美祢市立病院では入院118.4人、外来は透析を含めて167人、市立美東病院では入院88.3人、外来121.5人と見込み、介護老人保健施設では入所64人、短期入所4人、通所19人と見込み、また訪問看護ステーションでは利用者を24.1人と見込んで本予算を編成しております。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入では、病院事業収益として、病院医業収益30億4,100万5,000円、病院医業外収益6億1,584万9,000円、病院経営改革事業収益380万円、合計36億6,065万4,000円とするとともに、介護老人保健施設事業収益として、介護老人保健施設事業収益3億6,981万6,000円、介護老人保健施設事業外収益3,373万8,000円、合計4億355万4,000円と見込み、また訪問看護事業収益として、訪問看護事業収益4,878万円、訪問看護事業外収益343万6,000円、合計5,221万6,000円を見込み、収入総額を41億1,642万4,000円とするものであります。

一方、支出では、病院事業費用として、病院医業費用34億8,358万8,000円、病院医業外費用5,956万1,000円、病院経営改革事業費用7,636万3,000円、予備費400万円、合計36億2,351万2,000円とし、介護老人保健施設事業費用として、介護老人保健施設事業費を3億9,680万4,000円、介護老人保健施設事業外費用460万9,000円、予備費100万円、合計4億241万3,000円、また訪問看護事業費用として、訪問看護事業費用5,196万円、予備費10万円、合計5,206万円とし、支出総額を40億7,798万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入では、病院事業において、企業債5,770万円、負担金1億7,621万9,000円、出資金1億円、合計3億3,391万9,000円とするとともに、介護老人保健施設事業において、企業債520万円、負担金1,613万8,000円、出資金3,000万円、合計5,133万8,000円とし、収入総額3億8,525万7,000円とするものであります。

一方、支出では、病院事業において、建設改良費7,364万4,000円、企業債償還金2億6,406万4,000円、合計3億3,770万8,000円とするとともに、介護老人保健施設事業において、建設改良費606万6,000円、企業債償還金3,198万8,000円、合計3,805万4,000円とし、支出総額3億7,576万2,000円としております。

議案第16号は、令和2年度美祢市観光事業会計予算であります。

当該事業会計については、令和2年度から公営企業会計への移行を行うものであります。

令和2年度の業務の予定量は、秋芳洞入洞者数を52万人、大正洞入洞者数を8,500人、景清洞入洞者数を1万7,000人、養鱒場マス販売尾数を7万3,000尾とするものであります。

主な事業としましては、山口県央連携都市圏域で実施する山口ゆめ回廊博覧会に係るイベントや秋吉台案内の充実、秋吉台家族旅行村木製遊具設置業務やカルスト展望台の双眼鏡購入等を予定しております。

まず、収益的収入及び支出についてであります。

収入につきましては、営業収益6億4,450万6,000円、営業外収益2,802万8,000円、特別利益160万円、収入総額を6億7,413万4,000円とするものであります。

一方、支出につきましては、営業費用5億1,045万6,000円、営業外費用4,289万8,000円、特別損失1,755万9,000円、予備費500万円、支出総額を5億7,591万3,000円とするものであります。

この結果、税抜きの収益的収支は、当年度純利益9,756万3,000円を予定しているものであります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

支出として、建設改良費723万2,000円、企業債償還金105万円、他会計借入金償還金1,388万5,000円、予備費500万円、支出総額を2,716万7,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,716万7,000円は、引継現金で補填するものであります。

議案第17号は、美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び性的マイノリティの方への配慮等に伴い、印鑑登録証明書における成年被後見人及び性別削除等に係る所要の改正をするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第18号は、美祢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公務員法第31条に規定されているサービスの宣誓について、会計年度任用職員の任用形態や任用手続が多様であることに鑑み、それぞれの任用に応じた方法で宣誓が行えるよう所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第19号は、美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責の基準を定めるため、条例の制定を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第20号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地域手当の支給対象地域を国に準拠するよう改正を行うとともに、持ち家部分に係る住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第21号は、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の改正による一般職の行政給料表の改定に伴い、同表を準用している会計年度任用職員の給料表を改定するとともに、勤務日数の少ないパートタイム職員の費用弁償の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第22号は、美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成29年3月に閉校となりました旧東厚小学校校舎を地域のコミュニティセンターとして活用するため、条例を制定するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第23号は、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正についてであります。

これは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、令和2年4月1日施行後に係る条例で定めるべき事項全てが、国の基準を参酌することに見直されたことに伴い、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童支援員の資格要件を満たしているものの、認定資格研修を修了していない者を、いわゆるみなし支援員として扱える国の経過措置が令和2年3月31日に終了することから、令和2年4月1日以降における経過措置を「当分の間」とするものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第24号は、美祢市介護保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、公費による低所得者への保険料軽減制度を強化するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

議案第25号は、美祢市十文字工業団地水道施設設置条例及び美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の廃止についてであります。

現在、美祢市十文字工業団地は、13区画全てが完売し8社が操業されており、商工労働課で給水施設を管理しておりますが、給水施設の管理運営の一元化を図るため、本施設を上下水道局へ移管することとし、本条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第26号は、美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてであります。

これは、道路構造令の改正に伴い、道路の区分のうち、第3・4種の市道を新設または改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるとともに、自転車道の設置に関する基準を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第27号は、美祢市営住宅条例等の一部改正についてであります。

これは、民法の改正に伴い、連帯保証人の規定及び敷金の規定、並びに修繕費用負担の規定などを改正する必要があるため、美祢市営住宅条例及び美祢市特定公

共賃貸住宅管理条例、並びに美祢市定住促進住宅条例について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第28号は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、まず水道事業において、人口減少に伴い給水人口を2万4,005人から2万1,270人に改め、令和2年4月から、これまで商工労働課が所管しておりました十文字工業団地水道供給事業を水道事業として引き継ぐことにより、1日最大給水量を1万4,943立方メートルから1万5,860立方メートルに改めるものであります。

また、引用している地方自治法の一部が改正されたことによる条項ずれに伴い、所要の改正をするものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第29号は、美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、地方自治法の改正による条項ずれに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第30号は、美祢市観光事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、地方自治法の改正による条項ずれに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第31号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

これは、令和2年4月1日から、山陽小野田市が公平委員会の事務を共同処理する団体に加わること、また会計年度任用職員制度の施行による文言の修正等に伴い、同組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、普通財産の貸付けについてであります。

これは、平成30年3月に閉園した旧嘉万保育園園舎を農事組合法人嘉万八千石へ、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、無償で貸付けを行いたいのので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、市道路線の廃止についてであります。

これは、市道と隣接する県道の一部区間が市に移管されることに伴い、現市道の区間と県から移管される区間を同一市道路線として維持管理するため、市道認定を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、市道路線の認定についてであります。

これは、議案第33号で、市道認定を廃止する区間と市に移管される県道の一部区間を含め、同一の市道路線とする2路線及び県道から移管される1路線、並びに消防庁舎・消防防災センター建設に伴い、国道435号から消防庁舎・消防防災センターに接続する道路の1路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、人権擁護委員の金子明美氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、金子明美氏を再任候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案35件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 西岡 晃君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） すみません、1点訂正をさせていただきます。

公共下水道の全体の年間処理数を140万5,000立方メートルと申しましたが、正しくは114万5,000立方メートルでございました。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行

います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） まず、25ページ、補正予算。美祿駅前の整備事業ですが、2,755万7,000円の減額、これはS Lの移動だと思うんですね。

駅前の整備について、わくわくするような具体策がないままでのS Lの移転ということですから、その中止については評価すべきなんですが、どういう理由で中止になったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初見込んでおりました事業費を、大幅に上回る事業費が要求されました。

それに対応しますための財源措置もありませんので、財政的な問題から、今回一旦取り下げさせていただこうと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと聞き損ねたんですが、当初の予算の2,755万7,000円じゃなくて、多大な金額を要求されたというのがちらっと聞こえたんですが。

結局——もう少し分かるように。

○議長（荒山光広君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

S L移設に係る移転の工事費について、当初、私ども予算として3,200万円で予算計上させていただいておりました。

しかしながら、その後、移設に係る経費を精査したところ、移設先の地盤が軟弱であることから、あるいは移設の際の安全確保というところから約5,000万円近い見積りが出てきました。

その後、事業費をできるだけ精査して、さらに削減交渉に入ったわけですが、結果として4,000万円程度の事業費にしか落ちなかったものでありまして、1,200万円——1,400万円ですか——の追加の支出を余儀なくされるという交渉になりましたので、このたび断念させていただくこととなっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 次に、27ページ、プレミアム付商品券の事業が実に8,000万円という減額、異常な金額なんですね。これが、どういうことでこんな状態が起きたのか、それが1点。

それからもう1点は、27ページで同じなんですが、生活バス路線の維持事業補助金が1,600万円というかなりの金額が増額されております。これについて、一体原因は何なのか。

それからもう1つは、3点目は、例えばスクールバスが無料で運行する場合は、文科省や国交省はオーケーなんですね。そうしたことも踏まえて、抜本的に見直すお考えがあるのかどうか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 池田地域福祉課長。

○市民福祉部地域福祉課長（池田正義君） まず、竹岡議員のプレミアム付商品券の件についてお答えいたします。

プレミアム付商品券につきましては、御存じのとおり、低所得者や子育て世代の消費に与える影響を緩和することを目的に国が行ったものでございますが、結果的に全国的に見ましても、低所得者の方の商品券の購入に関する申請が大変低かったというのが主な原因でございまして、新聞報道等によれば、その原因としましては、購入費の工面が難しかったということや手続が面倒ということが挙げられたというふうにございますので、美祢市もこういった理由で低調になったというふうにございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

生活バス路線の維持費補助金の増額につきましては、主な要因が3点ございます。

1点目が、バス事業者の運転手不足等によりまして人件費等が高騰しておりまして、運行経費が増額しておりますので、その減収補填という性格で、これが約500万円。2点目が、山口県生活バス路線対策事業補助金の増額が300万何がし。3番目として、防長交通の自主運行便が、生徒数の減少による運行収入減ということで、このたび補助金として申請されているものであります。

なお、この防長交通の自主運行便と申しますのは、美東中学校便と言われている

ものでして、このたび教育委員会との調整の下に、こちらのほうの防長交通のほうの補助金の増額となっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。スクールバスの関連で、見直しができるんじゃないかという内容があったと思いますけど。藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） すみません。最後の3点目の質問のスクールバスと地域公共交通、路線バスやジオタク等の関係でございますけれども、今、教育委員会のほうで、全市スクールバスでの支援ということで方針を出されております。

地域公共交通の中では、スクールバスも含めて、一般の生活バス路線、さらにはいわゆるジオタクというデマンド型の交通もあります。

そうしたものを総合的に考えて、住民の皆様方の足の確保といたしますか、その移動手段の確保を構築していきたいと考えておりますので、スクールバスと、いわゆる事業者がやられているバス、あるいはタクシーなど総合的に考えて、今後、地域公共交通網を再生していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいでしょうか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第2号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第3号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第4号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第5号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号令和元年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号令和2年度美祢市一般会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、1点ほど大まかなところで質問してまいりたいと思います。

今回、美祢市の財政規模は167億400万円ということになっております。

それで、これに充てる様々な、今市長が説明されたそれぞれの議案の中で、財政調整基金を一応充てていくわけでございます。そして、その事業において不用額が発生した場合には、また取り崩した分がまた元に戻るという形であると思っております。

財政調整基金、今回は約8億円の取崩し見込みということで、残高の見込みが――財政調整基金の残高見込みが約16億円になっております。

一昨年まで24億円だったと思えますけど、今現在は16億円まで目減りしたということで、一般的によく他の自治体でも言われておりますけれども、市の財政規模に対して財政調整基金は、不測の事態に応じて、最低その10分の1は常に確保していくことが大切である、こういったことを言われているわけですね。

それで、今回は167億円、美祢市の財政規模に対して16億円の財政調整基金にな

ったということでありませう。今後とも、公共施設等、市庁舎、またいろいろ建設があつて、財政調整基金をあてがつていかなくぢやならないよふな状況になります。

それで、財政調整基金を今16億円、大体規模の10分の1になつてますので、このところをしっかりと守つていかれるかどうか。この辺について、不測の事態で10分の1は持つてないといかんということ、その辺の考え方、捉え方について明確に説明していただきたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えします。

予算を組み立てるときに、財政調整基金をまず繰り入れをして予算を計上させていただきます。

それにつきましては、平成28年度では約6億円、平成29年度では7億円、平成30年度では8億5,000万円、令和元年度では7億5,000万円と、財政調整基金を一旦繰り入れをして、決算見込み、また決算時に不用額、また入札減等から、再度この財政調整基金に繰り入れて、ほぼ翌年度、当年度と比較しても同じ推移で現在のところ来ているというような状況でございます。

また、今御指摘のとおり、今後大型事業があります。それに伴つて財政調整基金の取崩しというのでも発生をしてこようかと思ひますけれども、これにつきましても、財政運営をしっかりと見極めながら、今言われる不測の事態があつたときに必要な額は、しっかりと堅持をしていきたいというふうにお思ひしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 様々な面で感染症等、まさに私たちが想定していなかつたことが非常に発生してきております。これからも、美祢市の市政運営に関しても、そういう状況になることが非常に多くなつてくることが想定されます。

ということで、今後公共施設等の建設でそこにお金がシフトしていくと、なかなか余分なお金を財政調整基金のほうに入れ込んでいくことも、非常に難しくなつてくると思ひますよね。

その辺も、市政、財政健全化、市長も訴えておられますけれども、そのこのところがなかなかうまい具合にいかなくなる可能性もあるかなと思ひますので、その辺について、公共事業等建設投資するけれども、必要以上にそのこの財政調整基金

は何とか確保する見通しというものが、もう少し明確にあれば私たちも安心するんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

今の財政の件でございますけれども、財政計画をつくっております。これによってしっかりと財政運営をしてまいりたいと思いますし、先ほど言われました大型施設に繰り入れる基金としては、庁舎等整備基金というのがございます。これから繰り入れますし、また有利な起債等を活用しながら建設を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 当初予算ですよ。

○議長（荒山光広君） そうです。

○14番（竹岡昌治君） それでは、概要書の55ページ。竹材等の資源活用事業、これを見せていただきますと、前年度は1,776万6,000円、今年度は3,225万2,000円と大幅な増額がされております。

今まで、例えば補助金という形で1,700万円ぐらい出て、さらにまた指定管理者制度ということで指定管理料が払われているんですが、今回これ見ますと、指定管理期間が平成31年から令和3年度までとこうなっております。

したがって、これほどの補助金か、もしくは指定管理料かどっちかちょっと分かりませんが、それを確かめてから質問したいと思います。どちらなんですか。

○議長（荒山光広君） 西村商工労働課長。

○観光商工部商工労働課長（西村明久君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

竹材等資源活用事業につきまして、令和元年度の当初予算が1,776万6,000円に對しまして、令和2年度当初予算につきましては3,225万2,000円となっている件でございますが、令和元年度につきましては、補助金のほう——竹箸の補助金ということで、今計上いたしておりました。

令和2年度につきましては、今から4月以降の事業をやる上で、竹箸事業の補助金及び指定管理料、その他修繕料等を含めたもので計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の御答弁によりますと、今年度は補助金と指定管理料、その他修繕費を入れて計上したと。前年度は補助金のみというふうに理解していいんでしょうかね。

その場合、もし補助金のみということになれば、なぜこのような書き方をされたのか、指定管理料が一体前年度はいくらだったのかをお聞きをしたいと思うんですよ。

そもそも、農林開発に指定管理料がどういう形で支払われているのかっていうのは、クエスチョンなんです。特に今回、目的が「雇用や地域ブランドの創出等」と書いてある。もともとこの三セクの設置条例、これとも整合性が果たしてどうなのかなという気がするわけですね。

ということは、どういうことかということ、農林開発はいわゆる農林資源を加工して、それを製造し販売するということになりまして、これだけのお金を使うわけですから、併せて地域の活性化を図るということになっております。

どのような今までに成果があつて、こういう評価をして、これだけの多額の金額を出されるのか、その辺の根拠をお示しいただきたいと思います。

それからもう一つは、今年度で中期計画が終了するわけで——来月いっぱい終わるわけですが、令和2年度からまた新たな中期計画に基づいてこうした金額がされているのか。あるいはどういう仕様書で、どういう年度協定をされているのか、その辺のお示しができるならばしていただきたいと、このように思っております。

中期計画は、もう既に来年度ということになりますと、あと1か月ですから、当然中期計画ができています。その辺も含めて御説明を願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 答弁整理のために、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時47分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの執行部の答弁、よろしいですか。西村商工労働課長。

○観光商工部商工労働課長（西村明久君） 先ほど、竹岡議員の御質問に対しまして、

1点ちょっと、私のほうで説明に誤りがございましたので訂正等させていただきたいと思います。

まず、竹材等資源活用事業につきまして、令和元年の当初予算につきましては1,776万6,000円、これにつきましては指定管理料ということになっております。

令和2年度の当初予算につきましては、元年度におきまして肉予算で編成しておりました竹林の補助金のほう、竹箸の補助金1,700万円、それと今回の指定管理料を含めたものを合わせまして3,225万2,000円、補助金と指定管理料を合わせて、このたびは計上しておるということになります。

補助金のほうにつきましては、昨年度、肉予算という形で計上をさせていただいておったんですが、4月、5月の賃金等、そういったもろもろに支障を来したということもございますので、今回は骨で計上させていただいております。

それから、中長期計画の御質問でございましたが、これにつきましても施設目的は農林資源の活用、開発といったところも目的がありますので、その目的に即した中長期計画のほうを、会社のほうに今年度末ぐらいをめどに作成いただくということを考えております。

それから、年度協定における仕様書等につきましては、昨年度と同様の仕様書使用状況でお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 御答弁いただきましたが、当然、中期計画って申しますか、それが設置条例に基づいた、やはりきちんとした事業がなされるように御指導がいただけるかどうか。

それからもう1点は、過去は、実は株主である美祢市が負担をしてつくってたと思うんですね。トンネル勘定だったかもしれませんが、そういう形になっていると思います。ぜひ会社でつくって、会社の経費で、会社の知恵でつくっていただければと思っております。

最後に、これで5年間終わるわけですね、今年度で。したがって、これは——そうか、もうこの議会が最後ですかね。できれば、ちょっと——こう言っておいておらんと言われると困るんですが、5年間の評価っていいですか、検証っていいですか、これは道の駅も含めてですが、三セクが中期計画をつくって、そして2期来ており

ます。恐らく三セクの検討委員会が設置されていると思います。検討委員会がどう
いう評価をしているのか。また6月でも、議会でもお示しいただければなというふ
うに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず中長期の計画でございますが、これにつきましては、会社が自ら計画を策定
するということで、そこにつきましては徹底していきたくと。私たちはその計画を
受けまして、途中でも協議もあるかもしれませんが、あくまで設置目的に準じたも
のであることをしっかりと確認をしながら——ということをしていきたいというふ
うに思っております。

それから、過去5年間の評価というところでございますが、これは観光開発・農
林開発含め、特に観光開発のほうで監査のほうもしていただいて、いろいろな御指
摘もいただいているところでございます。

その中で、やはり改革推進委員会の評価、あるいは三セクとの協議というところ
も密に行うというところの観点から、しっかりとその辺の評価というところも推進
委員会に行うように、一応方針的には考えておりますので、これの評価が出たとき
には、議会のほうにも御報告のほうをさせていただければというふうに思ってお
ります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 次に、61ページを見ていただきたいんですが、消防庁舎建て
替えて、いよいよ今年度が施設整備工事、外構工事等含めて13億5,311万6,000円と
いうことで、そのうち起債が13億ということですから、ほとんどが起債という形に
なるわけであります。

振り返ってみますと、令和元年度には3億6,820万、基本設計・実施設計、既存
建物解体工事、道路整備工事ということで使われております。そうしますと、単純
計算しましても、ちょっと17億ぐらいのお金がもう使われている。

さらに令和3年度になりますと、今度は施設移転、それから今の庁舎の解体工事、
それから当然そこを解体したら敷地整備等が入ってくるだろうと思うんです。

我々に——これは間違いだったら御指摘をしていただいたらと思うんですが、

29年度に議会側に示された建設工事費は14億6,000万ということになっております。当然、敷地造成費も旧校舎の解体費も含めての予算が示されたと思うんです。その辺の基本計画と、我々に示していただいた基本計画との整合性についてお尋ねをしたいと思いますが、総額どれぐらいかかるものなのか。これは消防長のほうだと思うんですが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 竹岡議員の御質問にお答えをします。

消防庁舎の整備費についてであります。

議員が御指摘のとおり、現在の計画でいきますと、消防庁舎の総額、庁舎整備—消防防災センターの総額は16億900万を概算で見込んでおります。

先ほど竹岡議員が言われましたとおり、平成29年の12月にお示しをしました工事費は14億6,000万、これに30年度に行いました設計料が含まれておりますので14億6,500万と考えております。

その差が1億4,000万強、差額が出るわけですが、この理由は、まず令和2年度の予算については設計料で計算をしておりますので入札を経ておりません。概算の予定では、全て工事が終わった金額を計上しておりましたので、まず入札を経ていないということ、それから平成29年度からこれまでの間に資機材、また働き方改革による状況の変化による整備費用の増額、それと当初計画をしていませんでした工事、主には大嶺高校の既存のプールの解体や無線の整備調査を行ったところ、無線棟の設置が必要であるということが分かりましたので追加工事があります。

ということで、主な理由としては今挙げました3点から、現時点では1億400万程度工事費が増額となったものであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第10、議案第8号令和2年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第9号令和2年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第10号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第11号令和2年度美祢市介護保険事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号令和2年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号令和2年度美祢市水道事業会計予算の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号令和2年度美祢市下水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 下水道事業の当初予算でちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、今年度は下水道のストックマネジメント実施設計業務というのをやられるわけではありますが、それに対して、浄化センターの改築更新工事委託が6,164万計上されております。これとの関連性についてお尋ねをしたいと思うんです。

平成30年度の基本計画が、日本水工株式会社に委託をして2,876万6,000円予算組んでおります。

その実施設計が今回4,629万7,000円、非常に高額な——計画書をつくるのに高額な金額であります、これの算出根拠が妥当だとお考えなのか。それからもう一つは、これは随契なのか、委託方法はどのようにされるのかということ。

それからもう1つ、下水道事業そのものを見ますと、平成21年から比較してみますと当時3,592戸、令和元年度では3,927戸ということですから、実に下水道の強戸数といえますか、それが335戸、9.3%増えてるんですね。にもかかわらず、処理量は当時21年の頃には94万5,000立米、それが元年度には88万8,000立米ということで、これ逆に5万6,000立米減ってるわけです。この傾向が今後も私は続くだろうと思うんです。戸数は増えたが、核家族化にはなったが、処理量といえますか、これが減ってくると。

こうした背景の中で下水道事業の持続性といえますか、その辺はどのような検証をされているのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私が所管でありますので、何だったら所管の委員会でも結構ですが。ただ皆さんに問題提起だけしたんですが。よろしければ所管の委員会でも結構でございます。

○議長（荒山光広君） 執行部のほう、どうですか、答えられますか。白井上下水道局長。

○上下水道局長（白井栄次君） 御配慮ありがとうございます。

次にごきます総務民生委員会の中で御答弁させていただけたらと思いますので、

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号令和2年度美祢市病院等事業会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第16号令和2年度美祢市観光事業会計予算の質疑を行います。質

疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これは所管外でありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、観光会計が令和2年度から公営企業会計になるということですから、一部適用ではありますが、これによりまして職員の皆さんのコスト意識と申しますか、いわゆる費用対効果がどうなるのか。あるいは、収益に対して費用をどの程度使っていくのかというきちんとした整理が行われてくるだろうというふうに思います。そのことにつきましては、非常にいい手法を取り入れられるなと思っております。

令和2年度の予定損益計算書の中に、特別利益が160万、それから特別損失が1,755万9,000円、当初から期間外損益について触れてあるんですね。この特別損失の千七百、普通なら予定開始貸借対照表までに整理がつくもんじゃないんだろうかなと思うんですが、この数値は何を想定しているのか、それが1点。

それから2点目が、貯蔵品について。いわゆる期首期末が在庫棚卸高が850万2,000円ということですから、これは恐らく養鱒場のことだろうと思うんです。片方の洞収入は観覧料ですから、入洞料収益ということですから在庫はないと思います。そうしますと、この貯蔵品というのは多分期末在庫、いわゆるマスのことだろうと思うんですね。

そうしますと、マスのほうは、どちらかというとな製造業的な、いわゆる稚魚を育てて生魚にして販売すると、あるいは釣り堀等に含めて販売するという形態だろうと思うんです。そうした中で、製造原価会計方式が採用されるのかどうか。

それからもう1つは、仕掛品という言葉は出ておりませんので、どういう評価基準を使われるのか。

それから、養鱒場の場合は、収入が1,898万円に対して費用が2,620万3,000円ということですから、700万程度の営業赤字、これの解消方法について。

例えば、きょうも市長の施政方針の中で、観光振興計画を基に来年度からやるということですから、もう1か月ちよつとしたら、恐らく観光振興計画に基づいてやられるだろうと思うんです。私たちは去年の12月議会まで、議会は再生計画についてもいろいろと議論をさせていただきました。そうした中でもまだ、来年度から始まる振興計画は議会は示していただいております。

したがって、これに対してどのような中期計画を立てられて——振興計画、きょうも市長の施政方針の中にありました。来年度から振興計画のスタートだというふうにおっしゃった、ということはできておると思います。ぜひ、その辺も議会に提示していただきたいと思います。

それから最後に、病院は退職給付引当金を計上しております。当然、独立採算制を重視して、こういうことをしてあると思います。

それから、水道は一般会計から退職金は引き当てるということで計上されておりますが、観光会計も独立採算制をもし見るならば、当然退職給付引当金も計上すべきじゃないかと思いますが、それが計上されていない理由、以上をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 千々松観光総務課長。

○観光商工部観光総務課長（千々松雅幸君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別利益の160万円についてであります。

これは、令和元年度の特別会計が3月31日をもって打切決算となります。既に補助金を交付したものがございまして、それを年度末、精算をかけて、その事務処理が4月に入って——4月以降に事務処理をするようなものが若干想定をされております。そのものは令和元年度事業に係るものでございますので、期間外のことでありますので、1回出した補助金が返ってくるものを特別利益として経理するというふうに考えております。

それから、特別損失についてであります。

これは、消費税の関係がございまして。消費税は中間納付等しておりますけども、

企業会計移行時、来年——通常ですと6月、9月、6月の中間、9月に確定納付ということになります。これにつきましては、本来全事業期間に関わるものでございますので、特別損失。

それから、職員の6月のボーナスについてであります。これも昨年の12月から本年3月分、これについては引き当てをしておきませんので、これについて特別損失として経理することといたしております。

それから、2点目の貯蔵品についてでございます。

これは、議員おっしゃいますように、この貯蔵品は養鱒事業におけます、マスと餌、飼料についてであります。

飼料につきましては——餌につきましては、毎年度単価契約をしておりますので、そういった在庫のキロ数も管理しておりますので、これについては先入先出法による評価をしております。

マスにつきましては、少し複雑になるんですけども、基本的にはマスの養殖に係る経費を一般管理費とか販売促進経費とか、そもそもマスの養殖に係る事業費に分けて、そういった経費と実際魚のキログラム数、在庫のキログラム数をベースにキロ単価を算出をしております。それと、期末の魚のキロを掛けて評価をしているということにいたしております。

マスの養殖事業につきましても、非常に厳しい経営となっておりますけれども、令和元年度事業におきましては、ニジマスの高付加価値化、付加価値をつけていかなければならないということで、マスのネーミングをしたり、山口大学と今共同研究をしておりますけれども、マスのほかの地域と違う、この別府養鱒場のマスの科学的な優位性、そういったものを今分析をして、そういったことも今後、販売拡大とかに結びつけたいというふうに考えております。

それから、退職引当金についてでございます。

一般職につきましては、病院や水道と同じように、退職時につきましては一般会計が負担をしていただけるということで、退職給付引当金は考えておりません。今後、会計年度任用職員制度に移行しますので、その関係で引当金が発生するかもしれませんが、令和2年度におきましては発生しないというような状況であります。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） もう1点、御質問の観光振興計画でございます。

こちらのほうにつきましては、現在、まだ完成には至っていない状況ではございますが、もう一息のところまでいっておりますので、議会のほうにも御報告をさせていただく機会があれば、その中で御説明をさせていただければというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、千々松課長の答弁の中で、退職給付引当金については病院もおっしゃったんですけど、病院は退職給付引当金をしておりますので、恐らく答弁違うと思います。

ただ飼料、餌については、作業の標準化といいますか、在庫管理が標準化できると思うんですね。標準化できると思うんですが、マスについて、果たしてそのことが可能なかどうか。同額ということは、やっぱりそういうことを考えられているのか。どういう標準化をしたらそういうことが可能になるのか。

それからもう1つ、補助金の精算だと思うんですね。元年度出してる分は戻ってくるだろうという話なんですけど、期間計算からしたら、当然未収金に上げとくべきだと。だから私は予定開始貸借対照表でやるべきじゃないかとちょっと申し上げたんですが。

それから、消費税についても継続性の原則がありますから、毎年こういうやり方をするのか。それとも、これじゃなくても未払い消費税ということで未払い計上ができたはずなんですけど、その辺についてどういうお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 千々松観光総務課長。

○観光商工部観光総務課長（千々松雅幸君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

退職給付引当金につきましては、ちょっと病院のほう、私の言葉が足りておりませんので、病院事業局の一般事務職員のことでございます。大変失礼いたしました。

それから未収金、特別利益の160万の件でございますけれども、これにつきまして、未収金で経理するのがいいのか、特別利益で経理するのがいいのかを、この法適用の移行にあたって、支援業務を業者のほうにお願いをしております、その中には会計士の方々もいらっしゃるんですけども、相談した結果、特別利益が適切じゃないでしょうかねっていうような御意見も頂戴いたしまして、今このようにさせ

ていただいているところであります。

それから、消費税についてでございますけれども、特別損失に計上させていただきたいのは、この法適用時に限ってのみでありまして、この法適用時の経理手法につきましても、総務省のほうのQアンドAなんかも出ておりますので、それに基づいて設定いただいているところでございます。

以上であります。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 先ほどもちょっと中期計画のことで、商工労働課長のほうから今年度中にはということで、美祢農林開発のことについて御答弁いただいたんですが、観光振興計画については、市長は施政方針の中で、来年度が振興計画のスタートだとおっしゃったんです、違いますか。

ということは、もうできておらないとおかしいと思うんですが、いつ議会のほうに示していただけるんですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、観光振興計画、素案をつくって精査をしている状況でございます。この議会の最終日には、議員の皆様にご提案させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第17号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第18号美祢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第19号美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 当然、地方自治法の改正に伴うものだということだろうと思うんですが、それはそれとしていいんです。いいんですが、今回の条例の第2条の2号をちょっと配信していただけますか。2号の末尾に監査委員が入ってるんですよ。

そうしますと、例えの話なんですけど、監査委員が提示された資料を見逃した。あるいは説明不足もあろうけど、見逃して市に損害を与えたとき、これが適用されるんですよ。それは、しっかり責任ある監査をしろということだろうと思うんですが。

こういうものが入り込んでるにもかかわらず、地方自治法の243条の2第2項の規定によりますと、これが執行部から提案されたら、あらかじめ、この条例改正だとか条例制定を執行部のほうから議案が提案された場合、監査委員の意見を聴くことになっております。議決をするまでにということですから、恐らく最終日までなのか、所管の委員会になるか分かりませんが、いずれにしても、監査委員としてはこれに対して意見を申し上げなくちゃいけない。

ところが、例えば、私が今議会選出の監査委員でありますけど、私が自分の免責をどうのこうのということを、それはいいですよとか、これはちょっと監査委員のけてえやとか言えないだろうと思うんですが、その辺について、どういうふうこれを扱ったらいいのか。

実は監査室も困ってるわけですね。いけんとも言われたいし、いいとも言われたいが、これは恐らく、議会がって書いてありますから、議長名で来るんだらうと思うんですね、この意見についてどうなのかと。きょう提案されてからでないと思えないと思います。どういうふうなことにしたらいいのか分かりません。

その辺で、誰がどのように答えていただけるかも分かりませんが、ちょっと提起をしたいと思います。

○議長（荒山光広君） ちょっと時間かかりますか。それでは、確認のため暫時休憩

いたします。

午後 1 時27分休憩

午後 1 時35分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの答弁について、執行部のほうよろしいですか。竹内総務課長。

○総務部総務課長（竹内正夫君） ただいまの竹岡議員の御質問についてお答えしたいと思います。

このたび議会に上程いたしました美祢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、これにつきましては、市長等の損害賠償額の上限額を定めるという内容になりますが、当然市長以下、行政委員会の委員でありますとか、選挙管理委員会の委員、監査委員に対しても、これが適用されるというような地方自治法の改正でございまして、その地方自治法の改正の中で、この条例の制定にあたっては、上程後に議長から——議会のほうから監査委員に意見を求めるように規定されているところでございますが、本市におきましては、監査委員の中に議員選出の委員がおるわけでございますけれども、今回の改正の中で、そういったことで議員の選出されている委員を除くとかいうような規定はございませんで、当然そのことからのこのたびの改正は、議会選出の委員につきましても意見を求める対象になると整理されていると理解しているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、議長名で監査委員のほうに、いかがなものかという意見の打診があるわけですね。そういう理解でいいですね。

ちょっとこれは、どなたに尋ねたら回答が得られるか分からなかったんで、ああいう言い方をしました。

議長ということになれば、議長にちょっとお伺いをいたしますが、監査委員が——言い方悪いが、自分のことを、自分がいいとか悪いとか意見を出すのはいかがなものかということで、意見を出さなかったらどうなるんでしょうか。

○議長（荒山光広君） このたびの議案に——議案といいますか、条例の制定については、今お話があるように、監査委員の意見を求めることというふうに規定をされ

ておりました、上程後に議長名で、監査委員に対して意見を求める文書を発送するようになろうかというふうに思っていますが。

基本的には、お二人の委員の合議といいますか、それによって提出をされることになるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、意見が出なかった場合どうなるかということは、ちょっと私も今想定をしていなかったもので、即答は難しいかなと思いますけれども。

今の法律の規定によりますと、第243条の2項の2に、普通地方公共団体の議会は前項の条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないというふうに規定されておりますので、監査委員からの意見はぜひともいただかなければならないという法律上の規定になっております。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君）　ここで意見を述べる場所ではないんですが、お尋ねのついでに申し上げます。

私としては、自分のことに関すること、いいとか悪いとかっていう意見書は出す気はありません。だから、その場合どうなるかって聞いているんですよ。例えば議長、自分のことをいいとか悪いとか、あれできますか。通常できないでしょう。

だから、もし合議制ということになると、代表監査委員は優しいからいいよとおっしゃるかもしれませんが、私は出す気はありませんよ。自分のことにいいとか悪いとかってというのは。

その場合、議会は意見を求めるという手続をして求めなくちゃいけない。求めて、その上で審議をして議決するということになりますと、それが最終日なのか、委員会でも付託されますと、委員会でも議論しなくちゃなりません。そのときに、監査の意見も出てないという状況の中でどう議会運営されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君）　ちょっと整理しますので、暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時47分再開

○議長（荒山光広君）　休憩前に続き、会議を開きます。

今、竹岡議員のほうから議長に対して質問がされております。このたびのこの条

例制定についての手続のこともございますので、少し整理をして事務局のほうから答えさせたいと思います。石田事務局長。

○**議会事務局長（石田淳司君）** 先ほど配信をいたしました議案第19号でございます。

この第2条の中に、第1号から第4号まで規定をされております。市長6、副市長等と書いてありますが、いろいろ書いてありますが4、農業委員会委員などが2、市の職員が1という数字があります。

この市長、例えば6っていうのは、損害賠償責任が市長の報酬掛け6を免除するという内容です。この6だとか4だとかの係数っていうのは、政令で定める標準ということで国のほうから示されたものであります。繰り返しになりますが、損害賠償の上限を、市長は6掛けの標準給与年額が上限ということになるということであります。

このたびの条例の内容は以上でございますが、先ほどから、竹岡議員のほうから監査委員の意見を求めることについての御質問であります。

議長のほうからお話がありましたように、地方自治法243条の2の2項の中に、「条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならない」という法律の規定があります。さらには第3項のほうに、「意見の決定は、監査委員の合議によるものとする」ということの規定が法律上あるということであります。

つきましては、この条例が先ほど市長から提案されましたので、議長名で監査委員に対しまして、法律の規定に基づき意見を聴くという書面が提出をされることとなります。

竹岡議員がおっしゃいますように、自分が監査委員なんだと。監査委員の、2号による4という数字が適当かどうかっていうのは、自分のことは自分でなかなか決めづらいという話だろうというふうに思っておりますが。

この条例の中には、1号から4号まで規定をされております、それぞれの係数がありますので、それらを踏まえまして客観的な御意見を伺いたいということで考えております。

標準的な国が示した政令による数字を用いておりますので、それに対する、先ほどから申し上げますが、客観的な御回答ということで、法律の規定に基づきまして回答のほうはいただかなくちゃいけないということを考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうすると、あくまでも、いやが応でも返事をくれとおっしゃるわけでしょうか。

○議長（荒山光広君） 石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 法律の規定に基づき、回答はいただく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私が申し上げたのは、回答しないと言ってるんじゃないんです。自分が自分で決められないから、これについては判断をしかねますという回答をしたとき、どうなるんですかって聞きよるわけです。回答しますよ、しますが、そのときにどうやられるんですかって聞きよるわけです。

○議長（荒山光広君） その点でございます。

あくまでも法律は、監査委員の意見を求めるということでございますので、今竹岡議員が監査の立場で、仮にそういったことが出た場合どうなのかということですが、それはあくまでも監査の意見として出てくることでございますので、法律の要件を満たすんじゃないかなというふうに思っております。

その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 今の中で確認なんですが、総務課長の答弁の中には、要するに免責額ってありますか、上限を定めたものですかという今回の条例ですねというふうな説明がありました。局長が今説明した中には、ちょっとそうじゃないような感じにも受け取れるところがあります。

これ、確認をさせていただきますが、2条の一番下のほうですね、括弧書きの上のほう、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除する。例えば、市長の年額報酬が1,000万だとすると、6ですから6,000万、要するに6,000万までを控除して得た額って書いてあるということになるんですよ。ここ、そういうふうに書いてある。

ということは6,000万までは免除するが、それ以上に損害額になったときには免責部分に当たらないよっていうのか。要するに、損害額が6,000万までは上限で責任の範囲になるよっていうふうなこと、このところをちょっとお答えをしていた

だきたいんですが。

それと、今の竹岡議員と執行部のやりとりの中で、これ今本会議ですけども、採決は最終日になろうと思うんですが、委員会付託をされることになっております。この額、結局自治法の改正っていうか——ですから、県もあろうかというふうに思いますし、市町村も同じようなことを、議決を迫られてるというふうに思います。

括弧書きの市長6、監査委員を4とか、この数字ですよ。これを果たして、どういうふうに我々は妥当とするかしないかっていうふうな判断を求められてるわけですよ。

その中で、今竹岡議員が言われるように、監査委員の意見を求めなさいっていうふうに言われていて、我々がこれを審議するとき、もし監査委員の意見が出てない、出てきてない状況の中でそれを審査することができるのか。あるいは妥当かどうかっていう判断っていうのが非常に難しいっていうふうに思います。あるいはできないかもしれない。

そのことを踏まえて、ここで整理をしておいてもらわないと、我々としても付託をされても非常に困るといいますか、判断ができないと思うんですよ。単純に考えていただけたら、執行部の方もお分かりいただけるんじゃないかなというふうに思うんですが、非常に難しいことを判断をなさっていうふうに言われているような気がします。

だから、その辺のことを含めて、まず1つは、今竹岡議員が言われた監査委員の件、それから上限の件は恐らくお答えができると思うんですが、上限なのかどうなのかっていうこと。

それと、果たしてこの数字が——例えば一番簡単に分かりやすく言えば、他の市町村がどういうふうな判断基準でこれ妥当と、あるいはそうじゃないっていうふうな判断をしているのかっていうふうなことはぜひ調べておいていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹内総務課長。

○総務部総務課長（竹内正夫君） ただいまの安富議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、損害賠償額の免責の額の考え方でございますが、先ほど、私の説明

の中でちょっと誤解が生じる場所があったかもしれないんですが、例えば、市長の給与が年額1,000万でございますと、それに乗じた額ということで6,000万円、損害賠償額が1億円になった場合は6,000万円を引いた残りの4,000万円が免責されるという考えでございます。

それと、ここの乗じる年数についてでございますけども、この年数につきましては国の政令で出ている、いわゆる国の基準と同じ年数としておりまして、基本的には本市も国の基準の年数に沿ったもので、かつあと、監査委員のほうから出てきました意見等を踏まえて議論をしていただくということになろうかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 監査委員の意見を頂くタイミングにつきましては……。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 監査委員の意見を頂く期限について御説明といたしますか——したいと思います。

美祢市議会は、委員会条例に基づき常任委員会が編成をされております。つきましては、この議案第19号につきましても総務民生委員会に付託されるというふうになろうかと思っております。

つきましては、総務民生委員会で議論される中で、提案された条例、それから監査委員からの意見を合わせて総務民生委員会で採決をされ、さらには最終日に委員長報告をされ、さらには全議員で議論をされて採決をされるという流れだろうというふうに思っております。

いろんな書籍といたしますか、解説文の中には、監査委員の意見は採決までにという書き方がしてあります。

先ほど申し上げましたとおり、美祢市議会は委員会方式をとっておりますので、委員会に全て付託されます。市町の議会の中には委員会が編成されてない、委員会条例が存在しない議会もあろうかと思っておりますので、その委員会の解説の中には、委員会のことについては私は触れてないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第20号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第21号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 当条例に関しましては、市の職員、一般会計職員は341名、この2020年ということで、それに対し今、この条例に制定されたところの会計年度任用職員は315名と書かれております。

それに対して、今回国からの法整備で、自治体においても条例で具体的に示されてきているわけでございます。これは一般会計——特会もありますけれども、一般会計では315人も既におるということで、こういった方々の給与に関する非常に重要な条例でもあるところでございます。

これにあつては、若干昨年度説明等もありましたけれども、これによって一般会計の職員315人、企業会計、病院関係も合わせると、かなりの人数になってくると思っております。

それで今後、この方々の給与に関しましては、当然期末の夏冬の手当そして福利厚生、さらには給与の付与、こういったところの様々なところの条件が加味されるわけでございます。

それで今後、財源についてはかなりの額になると思っておりますので、まず、この財源については全て一般会計から繰り入れするのかどうか、この辺についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木財政課長。

○総務部財政課長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度から会計年度任用職員制度が施行されますけれども、こちらのほうにつきまして、期末手当の支給等に要する経費につきましては普通交付税において、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算することとなっ

ております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、そういう説明ありました。

それで今後、いずれにしても一般会計、そういったところからも入れ込むという形にはなると思いますが、そこに対して国からの何らかの支援策といえますか、市に対する各自治体に対しての支援策というのは、いまだ、その辺については見えていないのかどうか、もう既に見えてるのかどうか、その辺がもし分かれば説明願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木財政課長。

○総務部財政課長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度の施行に伴い、期末手当の支給等に要する経費についてのみ普通交付税で算定をされるという状況でございますけれども、この算定式の詳しい状況について、本市において、どのくらいその辺を国の普通交付税のほうで算定していただけるかというところまでは、まだ明確には分かっておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 了解しました。

しっかりと普通交付税から充てていくということでもありますけれども、これによって、美祢市の財政などもなかなか一段と厳しい状況にもなってくる。ただ同一労働同一賃金ということで一歩でも近づけるためには必要な条例でありますので、粛々と対応していただきたいことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第22号美祢市東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第23号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第24号美祢市介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第25号美祢市十文字工業団地水道施設設置条例及び美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第26号美祢市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第27号美祢市営住宅条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第30、議案第28号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第31、議案第29号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第32、議案第30号美祢市観光事業の設置等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第33、議案第31号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第34、議案第32号普通財産の貸付けについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35、議案第33号市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第36、議案第34号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第37、議案第35号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第35号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、2時20分まで休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時22分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第38、請願第1号厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願書を議題といたします。

本件に関しまして、会議規則第37条第1項の規定により、紹介議員から請願趣旨

の説明を求めます。三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

○8番（三好睦子君） 請願書を読み上げて提案説明といたします。

厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願書。

日頃から市民の健康・福祉の充実に努力されている貴職に、心から敬意を表します。

昨年9月26日厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行いました。これは、2017年度の報告データを基に、①「診療実績が少ない」②「他の医療機関と競合している」などの分析を行い、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めたものです。このリストには市内2つの病院も含まれています。

今回の厚労省の公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、地域や病院の実情や現状を一切勘案することなく、画一的な基準で「再検討」を求めるものです。これは、県知事の権限に対する越権行為であり、地方自治に対する侵害です。

厚労省の「要請」に基づいて再編・統合がすすめられれば、美祢市での医療を必要とする患者・住民が安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安を増大させ、離職・退職の加速や新規採用をいっそう困難にすることは明らかです。

厚労省の公表と要請に対して、当該・連携する医療機関や美祢市民から怒りの声があがっています。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床です。厚労省が求める「再検証」は、安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する「地方切り捨て」であり、また、地方自治の本旨にも反するもので、容認できるものではありません。

市内2つの病院を含む424病院のリストと「再検証」の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点からよりいっそうの拡充を図ることが求められています。安全・安心の医療の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく意見書を

決議していただけるようお願いいたします。

記、1、厚生労働省に対し、市内2つの病院を含む424病院のリストと「再検証」の白紙撤回を求めること。

2、地域医療を守るため、市内2つの病院を含むすべての医療機関の存続およびいっそうの充実と、医師・看護師などの確保をすすめ、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。その実現のために国に対して財政措置をはじめとした支援を求めることとなっています。

よろしくお願いたします。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、請願趣旨の説明を終わります。

これより、請願第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、もともとこれは個人的な意見を申すべきじゃないとは思いますが。

全国で424の病院をリストアップしたというときの衝撃を受けたのは事実であります。中身的には、やはり統合・再編、それから機能強化、いろんなことがあろうと思うんですが、見直すにはいい時期であったなというふうに私は個人的には思います。

ただ、この文面の中に「安倍政権が掲げる地方創生にも逆行する」と、これに対して三好議員にお伺いしたいんですが、どういうところで、こういうふうに逆行してるのか。

それから、1、2と要望があります。その中に請願事項があります。その中で、424病院のリストと再検証の白紙撤回。2つの病院と——我が美祢市における2つの病院についてはあまり異論はありませんが、よその自治体においては、もう既に民間と統合しようとしたり、いろんな逆にはいい方向にいと私は思います。

その意味で、なぜこの全部424入れられたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 質問が3つあったように思いますが、先ほどの安倍政権が進める地方創生に掲げる逆行というところなんですが、安倍政権は今、まち・ひと・しごと、地域を再生しようと、今曲がりなりでもありますが、皆さんから、今のこ

のままではいけないと、それで安倍政権、今国会でも論戦になっておりますが、地域がだんだん疲弊しているので何とかしなければいけないと、そういった国会で決められて、何とか地方をどうにかしようという、そういう方向に向いています。

そういう面で地方創生に逆行するという、そういったことの意味が含まれております。

2つ目は424の——すみません、2つ目は何でしたでしょうか。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 424全てを網羅しておられるんで、例えば美祢市の議会で、この2つの病院のことを考えてくれって言うなら分かるが、なぜその全部を網羅されたのかということ。

それから、安倍政権云々ということになりますと、ちょっと私も自民党系ですからこれには賛成しかねます、こういう文言が入っていると。ですから、今の政権を批判する気は、私は美祢市議会ではすべきではないと、こういうふうに思いますが。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 安倍政権を批判しているわけではありません。国会でも野党と各政党が日本をどうするか、みんなが住みやすいようにどうするかということを出されたのが地方創生だと思います。

それで、国会でもいろいろ議論されておりますが、地方を何とかしなければいけない、そういったところで安倍政権が出しているんで、別に今安倍政権の政策に云々ということはないと思います。

それから、424をなぜ今ここで、美祢市の病院2つについてならいいと言われたけど、この424、全国的なものでして、こういった病院を守っていこうということは、公立・公的病院を守って地域の住民の医療を守っていかなければいけないというのは、ただ美祢市だけの問題ではなく全国的な問題なので、424と全国の規模でこの意見書が出されているのです——請願書が出されております。

3つ目は何——ということですか。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これ以上論争する気はありませんが、安倍政権の批判じゃないとおっしゃったんですが、3行——2行半書いてあります、きちんと。

そういうことで、なぜ、別に安倍政権の批判を書く必要は私全くないと思うんで

すが……（発言する者あり）入ってますよね、声が聞こえませんか。聞こえなかったらちょっとトーンを上げましょうか。聞こえる、耳が遠い。（発言する者あり）いいです、聞こえますか。（発言する者あり）安倍政権の批判じゃないとは言いながら、きちんと書いてありますよね。

ですから、私はさっき申し上げました、自民党系の立場からして容認できません、逆に。なぜ、そんなことを書かれたのか。

それから424、確かにリストを見させていただいて、我が美祢市が2つの病院が入ってるのは衝撃を受けました。受けましたが、私は逆にはいいチャンスであったなと思っております。その点についてはどういう思いなんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 最初の——今2つありましたが、政権が掲げる地方創生にも逆行するとあるから、この中の文言では政権が掲げる地方創生にも逆行するっていうから、この切り捨てっていうから、別に地方創生をしていかなければいけないっていうときに自民党批判ではないと思いますよ。

こうやってやっていこうと思うときに、病院をこういったことで統廃合するっていうのはおかしいんじゃないか、地方を切り捨てるんじゃないかということなので、別に安倍政権の地方創生に批判するっていうのではなくて、この地方創生を評価して、今地方創生でやっていこうっていうときに、この病床の削減とか医療の再編統合は安倍政権の進めていこうとすることに逆行ではないかっていうことなんで、別に批判には当たらないと思います。

それから——それと何でしたっけ。（発言する者あり）

○議長（荒山光広君） 竹岡議員、よろしいですか。（発言する者あり）その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 基本的に、請願の紹介議員になられたら、やはり今竹岡議員が言われるようなことは把握をした上でやられたらいいと思います。

私も、今病院経営が大変非常に難しいときに、過疎地の医療にとっては重要な時期になってるっていうのはよく分かってるつもりです。

これは、三好議員のほうでやられるかどうか分かりませんから、ちょっと考えてほしいんですが、これ11月26日に受理をしております。本来12月議会で審議をされるべきものだったんだらうなというふうに思うんですが、時間的なものがある乗

れなかったってということなんです。

そこで、言われてることは大体分かるんです。分かるんですが、11月26日から既に今、2月も半ばになります。その後に、やはり竹岡議員も言われたように、これ特に自治体病院を抱えるところは大きな衝撃があったというふうに思うんです。

その結果として、今例えば地方6団体ですか、県もそうかもしれませんが、知事会とか県議会、あるいは町村はないかもしれませんが、市長会ですとか、そういうところでそれなりの動きが、この厚労省の発表に対する反発と併せて取組があるんじゃないかというふうに思っております。

地方議会が、当面するこういうふうな諸課題に取り組むのは当然のことなんです。やはり協力するところはしながら、あるいはよその状況も、知事会とか市長会、市長のそういうところの——今恐らく国に対してある程度、要望事項等をまとめておられるんじゃないかっていうふうなことも思っておりますから、その辺のことを、付託をされる委員会も大変なんで調べておいていただきたい。

三好議員ができないのであれば、執行部にお願いをするなり、議会事務局にお願いをするなり、最近の状況までのことを、どういうふうな、この発表があってから取組がされてるかっていうふうなところをまとめておいていただけたらというふうに思います。できないときにはお願いをしてください。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 他の議会はどうかということで、全国的なことについては調べて、今度の総務民生委員会までには調べます。調べてまいります。

今出された請願書のことは分かりませんが、統廃合が求められた都道府県別の病院数は調べておりますが、その要望書については調べておりません。

それから紹介について、紹介議員になることについて、しっかり勉強しろよと、そのような意味でありましたが、私は私なりに勉強したつもりです。

それから、先ほどの竹岡議員の言われた、今回統廃合があったということは衝撃を受けたが、ある面よかったのではないかという意見がありましたが、それは間違いではないかと思えます。

2つの病院は地域的な——国はまず地域や地域性を見ずに、先ほど言いましたように診療実績がないとか、他の医療機関と競合してるとか、ただ机上の空論で決めて、それをパッと出してるんですね。だから、地域の住民たちが医療にかからなく

なってしまう、本当に地域の病院がなくなったら困るといった、こういったことの勘案はなかったわけですから、美祢市の2つの病院は、これが出たことにはある面よかったではないかというようなことがあります、それは地域の医療の、市民が医療にかかれなくなってしまうということがあるので、決してよかったとは思いません。

だから、この請願の——再編・統合に抗議して地域医療の拡充を求める請願書は必要だと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 安富議員の質問に対して、なぜ私の質問に答弁されたのかよく分かりませんが、言われるならばちょっと申し上げます。

今、三好議員、机上のおっしゃったんだけど、実績を診療実績等データに基づいて厚労省はやってるわけですよ。机上でついやってるわけじゃないですよ。その辺は誤解がないように説明されないと。（発言する者あり）本人書いちゃってやけど頭に入っていない。

それからもう1点、請願内容の1、1がなければいいんですよ。2は反対してるわけじゃないんです。424、何で全国を網羅しているんですかって言ってるだけで、それをお聞きしただけです。それ以上のことは、ないですよ。

私が議長でありませんから、安富議員のお答えは、私の質問の答えじゃなくてきちんとしていただきたいなと思います。

○議長（荒山光広君） 三好議員、よろしいですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 机上のデータではないということですが、この厚労省が発表しておりますが、データについては唐突だったと。

○議長（荒山光広君） 三好議員、この請願の趣旨についての説明ですから、あまり外れないようにお願いしたいと思います。

○8番（三好睦子君） 竹岡議員のに答えていいんでしょうか。

○議長（荒山光広君） もう答えられたんじゃないんですか、さっき。

○8番（三好睦子君） データがどうのこうのってありました。

○議長（荒山光広君） それは質問されてないと思います。よろしいですか。

○8番（三好睦子君） 私が机上のデータだと言ったら、そうではないと言われましたが。

○議長（荒山光広君） ちょっと着席してください。三好議員、着席してください。
その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） ないようでございますので、質疑なしと認め、質疑を終わります。三好議員、自席にお戻りください。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） ただいま議題となっております請願第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、執行部から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 今年度の9月議会において、病院経営の早期改善を求める決議が採択されました。これを受けて、病院事業局としましては、平成30年度に改定しました新美祢市病院改革プランを全面改定し、議会からの御要請に対応することになりました。

先ほど三好議員の御説明にもございましたが、2019年9月の厚労省の急性期病床を持つ公立・公的病院の424の中に、美祢市の2つの病院がリストアップされておりました。このことに対して、公立病院に最も期待される役割は、民間医療機関の立地が困難な本市における一般医療の提供であることを確認し、地域医療構想もそれを前提にしたものであるとの考え方を今回の改訂版に明記しました。

それでは、この場で新美祢市病院改革プランの全面改訂版の概要について、安村管理部長より報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） それでは、今発信しました概要で御説明させていただきます。

新改革プラン全面改訂版の概要の左側の現状を御覧ください。

一般病床の1日当たりの入院患者数、これが入院医療需要といわれるものの中身ですが、1日当たりの入院患者数の推移をグラフ化しております。

2020年から2030年の推移を見ますと、美祢市においては、一般病床に入院の必要のある1日当たり患者数は、ほぼ横ばいから微減となっております。

年齢階層別に見ると、利用率がより高くなる75歳以上の階層の需要の増加が、そ

れ以外の階層の減少を吸収する形で推移していることがうかがえます。そのため、75歳以上人口がピークを迎える2028年を過ぎた頃から、入院需要全体の減少傾向は若干大きくなっていきます。

その下の2つの表は、市立病院と美東病院の入院患者数、外来患者数の推移、そして、その下の表は2病院の基本的な機能を示しております。

その横の欄は現在現れている大きな問題点を掲げております。真ん中の欄であります。

まず1つ目は、市立病院で治療できる患者が市外に流出していることです。2018年度、左側のグラフでいえば2015年度と2020年度の間になりますが、2018年度では、美祢市民は1日当たり210の方が市内外を問わず、どこかの病院に入院されております。この中には長期の入院を前提とする療養病床や精神病床入院の方は入っておりません。

その210人の方のうち、集中治療室等の高度急性期機能を持つ病床に入院されている方が16人、そのほかの194人のうち、市立2病院から専門病院に紹介する可能性のある方が20%程度おられます。市立2病院で治療可能な方が80%いるとみて、155人が市立2病院で治療可能ということになります。

一方、左の真ん中の表のうち、右の列が2018年度であります。

その列の下から3番目の行が市立2病院全体の一般病床の入院実績であり、1日当たり108.3人となっております。155人と108人の差が47人、市立病院で治療可能と考えられる患者約50人弱の方が市外の病院で入院されているということになります。

あらわれている問題点の③に、病院の経営に必要な資金の枯渇を挙げております。これは、2病院の存続に関わる大問題であります。市外への患者流出という問題点①に大きく影響された結果であると捉えております。

なお、ここに「新」とあるのは、現行の改革プランには触れていないか、触れてはいても明確にしておらず、全面改定にあたって焦点を当てて書いている項目を指しております。

問題点②についてであります。市立2病院が該当する100床以上200床未満の公立病院の全国平均常勤医師数は8.7人、100床未満であっても8人の平均常勤医師数となっているところ、市立2病院とも現在常勤医6名ずつで勤務しており、過重な

勤務を強いているという状況を示しております。

その下に、市立2病院の役割を、公立病院と一緒に役割と地域医療構想を踏まえた役割に分けて書いております。

これは、公立病院に最も期待されるのは、民間医療機関の立地が困難な過疎地における医療提供であることが全ての議論の出発点であること、その上で、地域の医療需要を踏まえて病床の種類を変えていくという当然の順序を押さえております。

また、民間医療機関がない僻地の公立病院は様々な機能を担わなければならない。したがって、医師も日常的に発生する疾病ほとんど全ての診療に当たることを書いておりますが、これが僻地の公立病院の強みであるとも認識しておく必要があると考えております。

このことを押さえた上で、先ほど御説明した現れている問題点を解決するために取り組むべき課題として整理したものが、右の欄の上の図であります。病院の経営の効率化の視点から、必須の課題を描いたものとなっております。

最も根本的な問題である市外への患者流出の解決に向けては、市立2病院の患者増の実態に適切に対応できる病床、つまり地域包括ケア病床の整備や療養病床の20対1化を進めることと、診療所・病院・介護施設等との連携を強化して紹介患者を増やすことを取り組むべき課題の柱として位置づけております。

美祢市にある限られた医療・介護支援で、現状より市民に利活用していただくためには、その資源が効果を生むように変更し、連携するほかないと考えております。

そのためには、患者・診療所・介護施設・他病院の意見、要望を院内で共有の上、対応策を実施し、それに対しての各施設からのフィードバックを受けて、さらに改善するといった基本的な循環を進めてまいります。

一方、費用面については、人件費の増大が赤字の圧迫、黒字化を妨げている実態があります。それを回避するために、例えば療養病床についていえば、医療を施す必要が高い患者さんの割合が80%以上なければ20対1の療養病床となることを認められないことから、その割合になるように、逆に病床の数を絞っていくことも考える必要があると考えております。その場合には、看護師数を増やすことなく収益を上げることができると捉えています。

また、医薬品・医療材料の価格交渉を今後も続けてまいります。委託契約について、人手不足による人件費単価の増加等によるコスト増の状況等の問題もあり、

多様な角度から検討を進めていくこととしています。

次に、病院の役割に適した医師の確保についてであります。

これも、収益・費用面の問題と深く結びついておりますが、どうしても、国・県・大学の仕組みに頼らざるを得ず、病院としてできる自由度が低いという面を持っております。

ここにありますように、山口県医師確保計画において、美祢市は医師少数スポットとして位置づけられ、緊急医師確保対策枠、これは山口大学医学部推薦入試の過疎地域を含めた医療の発展に貢献する強い意志を持った学生の選抜枠であります。その合格者に対して、山口県医師修学資金の貸付けを行うものとして始まったものであります。初期研修や大学での専門研修が終了後、僻地に4年間配置される約束になっており、2021年度から常勤医として配置が始まる予定となっております。

また、新専門医制度においては、総合診療専門医が創設されていますが、その研修施設としての機能を市立2病院が持つことによって、医師の確保、定着につなげていきたいというふうに考えています。

最後に、今後の病院経営の方向性について言及しております。

入院医療需要が横ばい、または微減の状況と考えられる2030年頃までの10年間については、市立2病院ごとに、今申し上げた課題改善策を柱として経営の効率化を進めることとし、それ以降については、医療需要や医療資源確保、特に人的支援であります。医療資源確保の見通しを踏まえ、美祢市において継続可能な医療提供体制に係る選択肢を来年度末までに御提示することとしています。

プラン全面改訂版の概要については以上です。

○議長（荒山光広君） ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議会としても、先ほど三好議員が請願を出されたように、二百四十数件の病院のリストが出されたということで、議会もやっぱりショックを受けたわけですね。その結果と併せて、病院のほうにはいろんな改善策をお願いをしました。

そして、その間一生懸命やられて、きょうこういうふうな資料が出てきたことに対しては、非常に問題点、いわゆる一般経理やマーケティングをきちんとされて、どこにどういうふうなものを持っていったらいいかというところまで分析をされておられる。それに対する施策も取られておるというふうに思います。

しかしながら、企業にとって一番怖いのは風評被害なんですね。私、市立病院も同じことが言えると思うんです。

きついことを申し上げますが、風評被害に対する対策が取られてないんです。できれば、そうした情報をフィードバックしながら——嫌な仕事ではあろうと思いません。先生方、看護師も含めて一緒になって、この風評被害をいかに解決していくかということをお取り組みになるかならないか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに以前、それと最近まで、そういった風評被害っていいですか、医師や——特に市立病院の医師かと思うんですが、患者を断ったとか、患者に対してパワハラに近い言葉を言ったとか、そういうことを私は認識しております。

市立病院の院長もその辺のことは認識しており、とにかくここ最近では、患者を断らない、特に救急患者を断らない、全て受け入れるというふうなことを市立病院の各医師に医局会なんかで、何回も申しております。

私もそういったことを非常に危惧しております、風評被害は、特に1人の医師が変なうわさが立ちますと、病院全体の医師がどうもそれじゃないかという変な——それこそ変な風評が立ってしまいます。そういった場合、個々に私どういうことで起こったか、患者さんに御迷惑かけたとか、そういう個々にそれをピックアップしまして、その都度、各医師あるいは看護師、職員にヒアリングをして、恐らく職員の何かこう至らぬ点があったということを確認をして、それを改善するように指示したいというふうに思っております。

ですから、以前の風評被害っていうのは私も認識しておりますので、今からできるだけ市民の立場に立って、市民のための医療をやっていくように職員に徹底したいというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 本当、病院努力されているというのはよく分かります。

最後に書いてありますけど、20年度末までに選択肢を提示というふうに書いてありますけど、これは具体的にはどういうところですか。もし分かれば、若干でも教えていただくと結構ですけど。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） これは、このたびの病院改革プランの全面改訂版で、ある程度、何年間はこれでいこうと思っております。

その後、恐らく5年ぐらいはこの新改訂版でやっていって、成果っていいですか、評価を受けたいと思っておりますが、それから先は、今現在我々だけで決めるっていうのは非常に、美祢市全体の医療をどうするかということですから、有識者とか、行政の方とか、もちろん我々、あるいは議会の議員の皆様方と、多職種といいいますか、皆さんで集まって、例えば名前はあれかもしれませんが、在り方委員会みたいに委員会をつくって、10年後——だから2030年以降のことに関して議論していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋枝議員。

○5番（秋枝秀稔君） 若干分かったような分からんような、ぜひとも20年度末までに、我々もああこうかという提示がされると大変うれしいです。ぜひとも期待しておりますのでよろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 令和2年、この3月の1回目、2回目、3回目の今回、新美祢市改革プランも出ております。

それで、昨年9月に私、この病院事業の健全経営に対しての一般質問はさせていただきました。

それで、これから75歳ぐらいまでの方の入院が増えて、この10年間は大丈夫であろうと。きょうも実際同じような形で表に出てますけど、この10年間以内に今まで以上の——努力されてますけど、それ以上の経営努力。

また、医業と経営とは違いますけれども、それを今、議員からいろいろ出ておりました、本当に病院におられる方の意識改革ですね。これは今までどおりであれば、少しの改革であれば、ちょっと追いつかんような恐れもありますし、そのところを異次元的にどう改革していくか、なかなかちょっと見えてこない。

10年間は何とか、今の累積年間の単年度の欠損金は1億4,000万とか、2億削減には向かったけれども、だんだん減ってはいくと思っておりますけれども、逆にプラスに持っていく努力というのはなかなか大変なことと思っております。

それで、これからの四、五年から10年になったときに、単年度欠損で、今累積で8億6,000万円の累積欠損金ですから、より一層これからの五、六年で、どうプラスマイナスゼロまで持っていくかということが、なかなかちょっと努力されてるけど見えてきていない。

今、竹岡議員の話もあるけれども、そういったところをどう今後、今申し上げた異次元的に改革するか。そこのところをもう少し私たちに分かりやすい形で説明していただければいいんですけれども、高橋管理者はどのようなさらなる異次元的な対応ができるかどうか、その点をお伺いします。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 病院経営、赤字を削減すると、できたら黒字にするというミッションなんですけれども、確かに、なかなかこれ難しい問題です。

ただ、地域包括ケア病床、一応、美祢市立病院今30床なんですけど50床——できたら50床にしたい。それから美東病院も今12床なんですけど16床、20床ぐらいにしますと、かなり加算が——これ経営の面だけなんですけども加算が取れます、急性期病床と比べますとですね。

それとあと、療養病床も少し稼働率っていうのが、今100%近くじゃなくて80%ぐらいなんで、それを少しく、もうしばらく、80%なら残りの20%分の病床を縮小して、そうすると、先ほど部長が説明しましたように20対1の病床——20対1の加算が取れます。

そういったことで、一つ一つ物事を、課題を改善して行って、もう1つは病診連携とか病病連携とか、そういったことを含めて、美祢市の患者を——美祢市の市民の方をしっかりと市立病院に入院してもらおうと。そういう細かいことで——細かいっていいですか、一つ一つのことをきちんと前向きに改善していくというか、そうして行って、できたら黒字に打っていきたいというふうに思っています。

もう一つは、先ほど地域枠の緊急医師確保対策枠という、医師の——県が奨学金を出している地域枠がございまして、医師が一応、来年度、21年度からそういった過疎地の10病院のどこかに配属されていく予定です。美祢市立病院にも配属予定が大体決まっておりますので、医師が増える、今よりは少し増える可能性があります。医師が増えるとそれなりの収益が上がるということで、そういったこともちょっと期待はしております。

そういうことで、大きな黒字にはなりません、赤字をだんだん削減していけるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今病院の病床、おおむね美祢市立病院138床、美東100床ということであります。

これの一般病床は、しっかりと80%の稼働率であれば非常にいいんですけど、療養病床についても、いろいろ病床数について、今の病床数が美祢市に本当に確保して大事なものかどうか。そここのところをもう少し減らしたいのか、本当に医業の面とそして経営という視点の面で今の病床数が本当にいいのかどうか、そここのところはまた問われるということも思っております。

長年培われた、いい意味ではなくて悪い意味で培われた風評被害、悪い意味での風評被害、これをやっぱり打破するというのはなかなか難しい。

私ら骨折したら、すぐ近くに美祢市立病院に二次医療ですから入院しますけれども、やっぱりそここのところを地道であるけれども病床数の適切さと、そしてさらに風評被害を本当に払拭するような医師とそして看護師のその辺の異次元的な改革、そこを変えていただければ。

この最近、二、三日も美祢市病院に行ったときに、美東は（聞き取り不可）美祢市立病院のほうは結構厳しいことを言われましてね。ほかの病院はもっとアフターケアがすごいよと。それから比べたら、なかなかまだ美祢市立病院は厳しいですって。もう私も痛いぐらいのことを、胸に刺さるぐらいのようなことを言われましたので、どうかその辺を払拭するというのは非常に大変、そここのところを少しづつ私は改革できたら、また患者さんもじわっと増えてくるんじゃないかと思っておりますので。

実際なかなか当事者になると、立場がいろんな面で逆になったら、変な話、自分たちもそういったことが出るから、なかなかそう簡単じゃないと思っておりますので、どうか地道にそういったところが少しでも改善できるように、今後ともこの経営プラン、改革プランにのっとり御尽力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） それでは、報告について終わりたいと思います。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは、美祢市におきまして、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について御報告をいたします。

現在、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生が連日報道されておりますが、山口県においては1月30日に県庁で会議があり、それを受けて、2月3日に副市長を議長とする緊急部局長会議を行い、情報共有や今後の対応などについて説明を行い、私にその状況の報告があった上、国・県の動向や発生状況に応じて対応していくこととしていたところでございますが、2月17日に厚生労働省から新たな相談目安が示されたことを受け、本日2月19日に、市長を本部長とする対策本部を立ち上げ対応していくこととしたものでございます。

また、ホームページやMYT、安心・安全メールなどで随時情報提供に努めているところでございますが、市民の皆様も手洗いの慣行やマスクの着用など、対策や健康管理に十分気をつけていただき、感染の防止に御協力をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時18分 散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月19日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃